**事業実施にあたって**

**事業の流れは以下の通りとなります。**

1. 見積書とカタログを農林課へ提出し、申請書、照会同意書を記入します。
2. 交付決定通知が届いたあと、機械を注文します。
3. 農機が納品されたら、農林課へ連絡
4. 現物確認に伺います。（農機は、未使用の状態で保管下さい）
5. 実績報告書の提出

下記、**書類**をご用意ください。

**売買契約書・購入申込書のコピー（日付有り）**

 **納品書 のコピー（日付有り）**

**請求書　　 のコピー（日付有り）**

**領収書　　 のコピー（日付有り）※**

**※引き落とし口座の写しも領収書の写しとして代用可能です**

**※支払いは先に済ませてください。**

**５．** 補助金額確定通知書が届きます。

**６．** 請求書提出

　**（申請した個人・組織名・代表者名の通帳**を事前にご用意ください。）

**７．** 補助金が振り込まれます。

不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

桜川市役所真壁庁舎　農林課

　　　　　　　　ＴＥＬ ０２９６－５５－１１１１（内線316１）